## 第2回千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン 検討会における委員意見対応表

## 1.委員意見とその対応

- (1) 千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン骨子(案)について
- 第1章 千代田区エリマネマネジメント活動推進ガイドラインの概要

意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
OP7 の図について、地域団体等の活動について、町会、NPO 等となっているが、商店街は入っていなくてもよいのか。商店街も明記したほうが分かりやすいと考える。	小嶋委員	⇒そのとおりである。商店街も入れて、分かりやすくしたいと考える。 ■P6表における「地域団体等」に「商店街」を追加。
○P7 の活動の主体について、すべて清掃活動をするように見えて分かりにくい。もう少し団体のイメージを示せると良い。また、第 2 章の活動の事例に類型があるが、ここと P7 がうまく合致していない。整合性がとれると、定義と活動が一致できると考える。例えば 7 番のヨガ活動は、まちづくり団体としての活動だが、企業としての性質も持っている。3 つの類型とすると性質が違うものや意図が読みとりにくいものがある。	泉山委員	⇒実施主体の定義づけもあった方が分かりやすいと考える。主体についての説明を記載できるとよいと考える。P11 以降、事例の主体をもう少し細分化して示せると分かりやすいという指摘と受け止め、分類分けを含め検討する。  ■P6 に活動主体の定義を記載し、その定義と第2章(P11)の事例を整合。
○公部では、	中島長	⇒個人の活動を継続させる上では、地域理解が得られにくいこともある。そのような中で、地域経営で日常化を進めていくことが必要ではないかということで、図化している。そのような見え方ができるように工夫する。 ■P6 に各活動主体の定義を、各主体における活動の公的価値とあわせて記載。 ■P7・P8 の図に、「地域で共有する QOL」を前提として記載。 ■P8 の図においてエリアマネジメント団体自身が活動主体であることも伝わるように修正。

- 〇このガイドラインが行動を起こしていく個人向けなのか、行政へのメッセージなのか、エリアマネジメン団体への期待なのかを明確にした方が分かりやすい。P7・8 において、エリアマネジメント団体は大小様々な団体があるため、しっかり示した方がよいと考える。エリアマネジメント団体は一定の代表性があると言われており、それがあるからこそ公的な取組みの主体として認められている。そのレベル感の違いを分かりやすく提示するのがよいと考える。
- OP8 の官民のチャレンジについて、官民で共通の将来像を持つことが肝要であり、一緒に何の意味があって連携するのかを設定するのがこのガイドラインの役割と考える。エリアマネジメント活動の展開として、懇談会を例としているが、官民で共通の将来像を作っている点がまさにポイントと考える。道路空間の活用についてもエリアマネジメン団体が窓口になり、基本指針を作っている。チャレンジの先の仕組みを作るところまで示した方がよいと考える。
- ⇒P8 についてご指摘のとおりと考える。共 通認識あってこその取組みと考える。そ れがないと一緒に連携できないため、見 せ方を深堀して記載する。
- ■P6 に各活動主体の定義について記載し、 エリアマネジメント団体の幅について も記載。
- ■P9 の図において、官民で共有する地域の 将来像を前提としてチャレンジを連携 させていくことを示すものに修正。

〇エリアマネジメント活動の納得感をどう醸成していくかが重要だと考える。そのため、エリアマネジメント団体の公的な性格について整理していく必要があると考える。活動についても営利・非営利の両面があり、収益や賑わいの還元先も様々な種類がある。それをマトリックスとして整理できればよいと考える。

〇官と民の連携で難しい点として、保険の話もある。 エリアマネジメント活動におけるリスクのあり方 についても示せればよいと考える。

## 印出井 委員

重松

委員

- ⇒P75 においてエリアマネジメント団体にもいてエリアマネジカからとからられている。そこのあるももと、それらことを要はということを要している。整理も一定程度時間を要ははことを要はないできれば理解しにく考える。として要はいてはで事保険についいる。保険あっ後制度設計が必要かも必要としてのために制度である。安とはいるため、ご意見として受けいるため、ご意見として受けい。
- ■P6 に活動主体の一つとしてエリアマネジメント団体について定義を記載するとともに、エリアマネジメント団体の活動における公的価値についても記載。
- ■第6章「エリアマネジメント活動の地域 経営化」(P75)に、エリアマネジメント 活動のリスクマネジメントも含めた、エ リアマネジメント団体のあり方を検討 していくことを記載。

○P7 の図について、姫路市の歩行者利便増進道路の 議論では、包括占用者とその他の道路活用者の整 理があり、また、道路の占用主体になりうる主体 は慣例的に決まっている。豊中市の事例では、行 政と企業が包括協定を結び連携しているが、包括 占用者は行政となっている。このような状況に個 人が割って入るのは現実的に難しいと考える。個 人が入るためには、ライセンスのようなもので許 可するか、包括占用者が間に入るかが現実的なも のだと考える。	泉山委員	<ul> <li>■P6 各活動主体の定義について記載し、個人の活動における公的価値についても記載。</li> <li>■第6章「区の支援制度等の拡充」(P74)の例として、「エリアマネジメント活動ができる場所の設定・公開」を記載。</li> </ul>
○個人のチャレンジをエリアマネジメン団体が受け 止める必要があることを示せるとよい。学生の中 にはワークショップ等に意欲的な人がいるが、誰 に頼ればよいのか、どう具体化すればよいのかが 難しいのではないかと考える。そういった学生等 がチャレンジできるよう、活動する意欲はあるが、 実現する方法が分からない人に対して、受け止め る場所があることを示せるとよい。 ○学生の考えや意見は小さいかもしれないが、地域 に大きく貢献できることもあるため、形になれば よいと考える。	小野寺 委員	⇒行政としての受け止め先を考えなければならないと認識しており、エリアマネジメント団体がないところで自身も情報発信をして、地域に課題がある。我々自身も情報発信をしたい取組みを相談できるといる。 ■第6章「1 活動の手続きの簡潔化」(P74)を「1 エリアマネジメント活動の様々な相談」とし、ワンストップ窓向相談」とし、ワンストップ窓向はでなるく、エリアマネジメント活動の様々な相談に応えられるよう検討することを記載。
○区内で著名な作家がグラフィティを書いて消されてしまったことがある。許可申請された活動ではないが、賑わいに資する可能性や、そこから新しいコミュニティが生まれる可能性がある場合に、いずれは消されるとしても、いい形として活用できるのではないかと考える。一方、公的な価値があったとしても、そのようにゲリラ的に行われた活動に対してどう対応するべきかを考える必要がある。	細木委員	⇒手続きの有無が一つあると考える。公平性の考えからも手続きがないものに難しいと考える。手続きの範囲は合意形成が大きいとののQOLを落とすことが想定されるものにつからしているとすことが想認認からの個人でいければ、行政としていかとしていければ、行政としても支援してでいければ、それがどうになると考える。地域とは関係といいのか、それがどうことの対象につながるのかということの共通認が大事だと考える。

○ビエンナーレなど、まちなかでアートが展開されることは許容されてきているが、合意形成や共通 理解が必要だと考える。エリアマネジメント団体が地域特性を踏まえ、そのような活動をどこまで 許容するのかをまとめられるとよい。タクティカルアーバニズム的には違法なものからはじまることもあるが、現実としては地域の中で丁寧に説明して考えを育てる必要がある。	印出井委員	⇒多様な主体とエリアマネジメント団体 との関係の整理が肝要だと考える。アイ
○受け止め方が多様な中、議論の場をつくることが 大事だと考える。行政が設置する委員会では遵法 が基本になるが、まちがどう考えるかは別である と考える。渋谷では、NPO 法人が合法的な壁「リー ガルウォール」をつくり、活動を斡旋していくよ うな動きがあり、グラフィティを線引き・仲介す る活動があった。直接的に法律を判断する官では ない動きがあり、遵法の中でもその間に入る方法 がある。一方、グラフィティは所有者がいるため、 そこを前提とした話と考える。	中島委員長	デアがあっても何をすればよいのか、個人がよいか、グループがよいか、地域団体等と連携すべきか、長期的にやるならエリアマネジメント団体と連携するか、それに気づいてもらうことが本ガイドラインの役割かと考える。エリアマネジメント団体としての活動もしやすくなるように、色々な声が集まるように検討整理する。
○手続き等を整理した際に、これしかできないと見られるのはよくないと考える。第6章の終わりにワンストップ窓口があるが、横浜市も協創フロントというワンストップ窓口をつくっている。ガイドラインに掲載されているものに当てはまらないものはどうしたらよいか、Yes /No だけではなく対話の場がセットになっているとよいと考える。	泉山委員	■P8 図において、エリアマネジメント団体が多様な活動主体を受け止め、議論の場の形成をすることを示すとともに、第6章「4 主体間の共通認識と連携の構築」(P75)に「議論の場づくり」と「その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法の検討」を記載。
○事例として、東京のしゃれた街並みづくり推進条例で団体登録をする際に、4 つのビルをまとめて登録しているものがある。個人、グループなど多様な活動を取りまとめることができることを見える化できればよいと考える。一方、多様な活動・意見について両立できないものをどうするかが難しいと考える。	土方 委員	

○個人やグループをエリアマネジメント団体と連携させる支援だけでなく、それを受け止めるエリアマネジメント団体の支援も大事であると考える。単純にエリアマネジメント団体に受け止めさせるだけでは、準公的団体としての代表性が機能しなくなる。これらについて丁寧に記載ができるとよい。 ○エリアマネジメント団体のような活動をしている町会もあり、そうでない町会もある。個人の受け皿を作るにあたり、活動ができている組織の活動を違う組織でも運用できるのかということがポイントだと考える。	中島委員長	⇒そのような町会と活動をしたい方が結びつくと非常によいと考える。議論の場の形成とその継続についてご教示いただきたい。 ■P8 図において、エリアマネジメント団体が多様な活動主体を受け止め、議論の場
○個人・グループが事を起こすのと比べて、町会は 何をするにしてもハードルが低く、個人・グルー プの課題はあてはまらないと感じた。ただ、個人 やグループの何かやりたいという声に対して、町 会として力を貸していくようなスタンスを持って いる町会もある。	髙岡委員	の形成をすることを示すとともに、第6章「4 主体間の共通認識と連携の構築」(P75)に「議論の場づくり」と「その担い手としてのエリアマネジメント団体等への支援方法の検討」を記載。
○町会のような公的団体のアドバンテージを活かしているいろな活動ができているところもあると考える。そうでない町会では、町会と個人・グループ等を結び付けられると、地域で価値のある活動を展開できるようになると考える。	印出井委員	
○活動主体を問わずチャレンジしてほしい一方で、 プレイスメイキングを実施する際は地域の理解が ないと難しいと考える。地域の QOL が向上すると いうことの地域理解をどうするのかを、個人に任 せるのではなく区も一緒に考えていくことが大事 であり、しっかり示す必要がある。	加島	⇒ウオーカブルな動が他の QOL に関係 で、

第2章 エリアマネジメント活動の事例

意見	委員	⇒事務局の返答  ■対応
○P16 の高松市の事例について、地元の方が交通管理者、道路管理者と協議してできたものであると考える。協議の際に、地域の方が負う責任について話し合いがされたと聞いている。地元の方に聞き、協議内容のポイントとなるところも書けると良いと考える。	小嶋 委員	⇒協議の経緯など具体的な内容について、 情報収集し、更新する。 ■ヒアリングを行い、事例の内容を充実 (P18)。
○原則禁止になっているものに対して許可を出すということはリスクが高くなる。ゼロリスクを下げることをできるようにするけったとして重要である。事例紹介につてはイベント系のものが多いが、公共空間の日常利用でどのようにリスクマネジメントをしてい。また、今後のように関として、リスクを乗り越える記載が第6章に必要である。 ○地域のお祭りの企画者と、そこで店を出店する人の関係がガイドラインで見えると分かりやすれと、考える。	中島委員長	⇒代表性をもった団体と連携、積み上げをして個別の活動も認められる。明確に個別の方が使えるというところまではいかないと考える。 ■第2章(P11)の一部事例において、実施主体と出店者の関係及びリスクマネジメント等について追記作業中。

## 第4章 エリアマネジメント活動で利用できる制度等

意見	委員	⇒事務局の返答  ■対応
○第4章の制度について、誰が使えるか、いつ使えるのかは記載したほうがよい。全体のフローまたは見取り図があると分かりやすい。保険や防火等、種類ごとに番号を分けて示すと見やすいと考える。	泉山委員	⇒本編の掲載事例は絞り込むような形をとりたい。本編については主体も明確にしていく。 ■第4章(P34)に記載する者は制度上活動主体の定めがないものを記載。資料編では制度を利用できる主体を追記作業中。 ■各制度の番号の振り方を修正(P34)。 ■各制度において制度活用の手続き(フロー)を整理。 ■制度利用タイミングについて、各制度の「制度活用手続き」に追記。
○WEB でチェックボックスをチェックすると、利用 できる制度がある程度見られるような仕組みがあ るとよいと考える。それがあるとサービスとして 分かりやすい。	中島委員長	